

令和 6年 2月15日

保護者各位

留寿都村交通安全協会  
会長 辻 沙央里

### 自転車乗車用ヘルメット配付事業の実施について

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）により、全ての年齢層の自転車利用者に対して、自転車乗車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）の着用が努力義務とされ、令和5年4月1日から施行となりました。

このような状況を受け、留寿都建設協会（藤岡工業株式会社、留寿都建設株式会社、株式会社高橋設備工業）から、村内の子ども達に対して、交通事故被害軽減とヘルメット着用の普及促進の観点から、ヘルメットを寄贈したい旨の申し入れをいただいたところです。

つきましては、当会においてヘルメットの配付希望者を取りまとめますので、希望する方につきましては、下記をご覧ください、申請期限（2月29日（木））までに申請書類を保育所、各学校又は役場住民福祉課まで提出してください。

### 記

○ 配付対象者

平成21年（2009年）4月2日以降に生まれた子（ただし、申請日において、住民登録が留寿都村の住民基本台帳に記録された子に限ります。以下「対象児童」という。）を扶養する父母又は未成年後見人とします。

○ 配付数

扶養する対象児童1人につき1個とします。

ただし、ヘルメット配付時に対象児童が村内に住所を有しない場合は、その対象児童のヘルメットは配付数から除きます。

○ 申請の方法

別紙の自転車乗車用ヘルメット配付申請書に必要事項を記入の上、保育所、各学校又は役場住民福祉課に提出してください。

※ 当該通知は、配付対象者の長子にお渡ししておりますので、原則、長子が通っている保育所又は各学校に提出してください。

○ 申請期限

令和6年2月29日（木）まで

裏面もご覧ください

## 希望される保護者の皆様へ

### お子さんの自転車乗車用ヘルメットの配付します

#### Q 1. ヘルメットを配付する目的は何ですか？

令和5年4月から、自転車に乗る際にヘルメットを着用することが努力義務とされたことを受け、留寿都建設協会からヘルメットの寄贈をしていただけることとなったことから、交通事故被害軽減とヘルメット着用の普及促進の観点から配付を行うこととしました。

#### Q 2. 配付対象者は誰ですか？

申請日において、留寿都村に住所を有する平成21（2009年）4月2日以降に生まれたお子さんを扶養している方です。

なお、配付数は対象となるお子さん1人につき1個です。

ただし、配付時にお子さんが村外に転出していた場合は、配付対象外となります。

#### Q 3. 自転車用ヘルメットの色やデザインは選べるのですか？

色とサイズは選べます。デザインについては、大量に発注する関係から、こちらで指定させていただきますのでご了承下さい。

#### Q 4. いつ頃受け取れるのですか？

次のスケジュールで執り進めます。

- ・ 2月29日（木）までに申請書を保育所、各学校又は役場住民福祉課に提出してください。
- ・ 3月中に申請内容を基にヘルメットを発注します。
- ・ ヘルメット納品後、申請者の方に通知をしますので、役場住民福祉課までお越しいただき、そこでヘルメットを配付します。

※ 4月中の配付を予定していますが、納品日の都合により遅れる場合があります。

#### Q 5. どのように申し込むのですか？

別紙の自転車乗車用ヘルメット配付申請書に必要事項を記入の上、保育所、各学校又は役場住民福祉課に提出してください。

#### Q 6. ヘルメット配付は毎年行うのですか？

今回のヘルメットの配付は、留寿都建設協会からの寄贈により実施するものなので、現時点において、今後実施する予定はありません。

その他、ご不明な点がございましたら、留寿都村交通安全協会事務局（役場住民福祉課：0136-46-3131）までお問合せください。